

一般社団法人法政大学校友会

第1回代表議員選挙の手引き

一般社団法人法政大学校友会

中央選挙管理委員会編

2015年7月作成

2015年8月改訂版

2015年7月吉日

パートナー組織選挙管理委員会御中
パートナー組織事務局長殿

一般社団法人法政大学校友会
中央選挙管理委員会

第1回代表議員選出運用の手引き

1、はじめに

一般社団法人法政大学校友会組織の礎を盤石にするために、2014年4月より2016年3月31日までの2年間を「オール法政ネットワークづくり法人発足経過措置期間」とし、この間の代表議員は発足時代表議員選出経過措置規程に基づき運用され、その任期は2016年3月31日にて任期満了となります。

発足時代表議員の任期満了に伴い、定款第8条に則り第1回目の代表議員選挙を執行いたします。

一般社団法人校友会として正規の代表議員選挙であり、中央選挙管理委員会が公正かつ円滑に代表議員選挙を行うことを目的として「第1回代表議員選出運用細則」を定めました。この細則に基づき、関係各位を対象に「第1回代表議員選挙手引書」を著しました。疑義がある場合は、お手数ですが直接中央選挙管理委員会事務局宛てご連絡頂きますようお願い申し上げます。

尚、表現は、正確にお伝えするため極力平易な表現を用いておりますことを予めご容赦願います。

2、代表議員制とは

一般社団法人法政大学校友会の正会員は、株式会社の社員（株主）に相当致します。株式会社の総会には全社員（株主）が参加することができますが、校友会等会員の多い大規模な社団法人は、法律上の制度ではない、いわゆる代表議員制（又は代議員制）が、総務省の通達による制度として認められております。

この通達の「留意事項」Ⅱの3に「代議員制度」導入のための一定の要件が定められております。

（定款に明記すること）

(1) 【留意事項の要件】とは、

- ①代表議員は、法人法上の社員の位置付けであり代表議員総会は法人法上の社員総会であること。
- ②代表議員は、会員（正会員）の中から一定の割合をもって、理事、理事会等の執行部門から独立した選挙制度により選出されるものであり、任期が求められ、一定期間ご

とに改選されるものであること。

③会員（正会員）については、選挙権並びに被選挙権が保障されているとともに、社員（正社員）である代表議員と同様の情報開示請求権等が付与されていること。

社員（正社員）である代表議員については、任期中行った各種訴権の行使は任期終了後も社員として行使できること。

(2) 一般社団法人法政大学校友会の対応状況

①当会の定款第8条の規程は、【留意事項】Ⅱの3の通達通り定款で明文化しかつ当会の定款は公証人の認証を受け法務局に登記されたものであります。

②「代表議員は、会員（正会員）の中から一定の割合をもって・・・、理事・理事会等の執行部門から独立した選挙制度により選出」すること。

当会は、

- ・正会員40人に1人の割合で代表議員定員数を割り出し、
- ・理事・理事会から独立して、2015年6月29日に一般社団法人法政大学校友会中央選挙管理委員会を設立し、公正かつ秩序を遵守し選挙の執行にあたります。
- ・第2回総会時に「代表議員を選ぶ方法は機関決定に任せてよいのではないか。」との趣旨の質問がございましたが、一般社団法人並びに「代表議員制度」導入の根幹をなす基本事項が「留意事項」Ⅱの3の通達内容であり、中央選挙管理委員会による選挙制度の運用に沿って代表議員を粛々と選出願います。

3、「第1回一般社団法人法政大学校友会代表議員選出運用細則」とは、

この細則は、一般社団法人法政大学校友会定款第8条に定める代表議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的として、代表議員選出並びに理事の推薦に関する運用細則である。

4、第1回一般社団法人法政大学校友会代表議員選挙工程

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) (一社) 法政大学校友会中央選挙管理委員会設立 | : 2015年6月29日 |
| (2) 選挙告示 | : 2015年7月31日 |
| (3) 代表議員選挙人確定。選挙人名簿中央選管届出 | : 2015年9月30日 |
| (4) 代表議員定数連絡 (該当パートナー組織宛) | : 2015年10月3日 |
| (5) パートナー組織選挙管理委員会設立 | |
| 選挙管理委員2名以上4名以内中央選管に届出 | : 2015年10月15日 |
| (6) パートナー組織正会員宛に代表議員選挙告示 | : 2015年11月16日 |
| (7) 代表議員立候補受付開始 | : 2015年11月16日 |
| | 午後10時 |
| (8) 代表議員立候補受付締切 | : 2015年11月30日 |
| | 午後4時 |
| (9) 代表議員立候補締切結果確認 中央選管 | : 2015年12月2日 |
| | 午後3時 |

- (10) 代表議員選挙投票 : 2016年1月8日～
1月15日午後4時
- (11) 代表議員選挙開票 : 2016年1月16日
午前10時
- (12) 第1回代表議員選挙当選者確定 : 2016年1月21日
午前10時
- (13) 第1回代表議員任期 : 2016年4月 1日
～4年間
- (14) 2016年度総会 : 2016年6月末開催予定

5、代表議員の定数

- (1) 代表議員の定数は、定款第8条1項に定める通り、正会員40人に1名の割合をもって、各パートナー組織は代表議員を選出することができる。

代表議員選出規程第2条

- (2) 代表議員の定数確定

- ①各パートナー組織は、代表議員選出3ヶ月前までに代表議員選挙人名簿を校友会選挙管理委員会に届出て置かなければならない。代表議員選出規程第4条1月選挙実施のために前年の9月末に代表議員選挙人名簿を中央選管に届出ることになっている。
- ②正会員は、選挙権を行使する主たるパートナー組織を決定し事前に中央選管に届けて置かなければならない。登録正会員名簿
- ③選挙権行使のための主たるパートナー組織の届出がなければ、選挙人（被選挙権、選挙投票権）の資格はない。主たるパートナー組織の登録手続きが済んでいる正会員を「登録正会員」と呼称しております。
- ④パートナーの代表議員の定数確定は、9月30日現在の代表議員選挙人名簿と登録正会員名簿を照合確認のうえ登録正会員数に応じて代表議員の定員数を決定いたします。
- ⑤パートナー組織の選挙人40人に一人の割合で代表議員定員数を算出する。尚、端数は切り捨て。
- ⑥選挙人定数は、9月30日に確定いたしますが、直前60日間（8月1日～9月30日）迄の所属移動（選挙権行使のためのパートナー組織移動・無所属も含む）は一切認めません。

6、中央選挙管理委員会の設置及び構成

- (1) 定款第8条第3項に基づき第1回代表議員選出並びに第2期理事推薦・選出を執行のため中央選挙管理委員会（以下「中央選管」という）が設置されました。
- (2) 第1回代表議員中央選挙管理委員は、会長指名により豊田信哉、佐々木郁夫、井上泰一、田中義教、山中正竹、山崎正俊、並びに中央選管事務局長として林 公美が会長指名され2015年度第1回理事会で承認され委員会が構成されました。

- (3) 委員長には 豊田信哉が互選されました。
尚、当局のガイドライン「留意事項」Ⅱの3を遵守し、中央選管は、理事・理事会並びに執行役員会から独立した選挙制度として選挙の施行にあたらせていただきます。
- (4) 委員会は、委員の過半数が出席し多数決で決定いたします。

7、中央選管の職務

中央選管は、

- (1) 社団法人法政大学校友会の年度同期会正会員を除く正会員全員とパートナー組織（基準充足の可否は問わず）への代表議員選挙の理解と協力を8月上旬に会報またはHPを通じ**選挙公示**を励行いたします。

- (2) 2015年7月31日付文書をもって、登録パートナー組織の代表者宛てに「第1回代表議員選挙告示」文書並びに、「第1回一般社団法人法政大学校友会代表議員選出運用細則」を発信いたします。

各パートナー組織には、9月末日現在の当該組織の「**選挙人名簿**」作成にご尽力いただくことが、選挙制度の建前ではありますが、代表議員選挙制度執行初回であり選管事務局による「登録会員名簿」台帳リストを活用することで、各パートナー組織の「選挙人名簿」との照合を9月初旬より実施できるよう手配いたす計画です。

- (3) 「**登録正会員名簿**」作成

9月30日現在の選挙人を確定検証するため、8月1日より、中央選管事務局は登録正会員名簿の作成に着手し、**9月1日現在の「パートナー別登録正会員名簿」を完成させ事務局に備え付ける。**

同時に**組織選挙管理委員**あてメール便にて情報発信する計画です。

- (4) 「登録正会員名簿」台帳確認

- ①9月1日（火）中央選管「**全パートナー組織登録正会員名簿作成**」

パートナー組織の正会員数カウントと差異がある場合は早急に摺り合せ対応をすること。**【ブロック担当者の職務】**

☆**登録正会員**とは、正会員としての登録手続きを完了し、正会員としての終身会費初回所定分の納入が確認された正会員を対象といたします。

- ②分割納入の場合の指定口座よりの引落は、6月と12月になっております。

2014年度10月以降入会申込された分割納入の方の初回口座引落は、2015年6月に実施される予定であります。残高不足などの事情で引落ができないケースも想定されますので、中央選管から個別に確認のうえ当該組織にご案内いたします。

- ③本年4月以降の入会で分割納入を選択された方の引落は、12月になります。

このままの状態では、9月30日の登録正会員には該当致しません。

☆**特別措置**検討、初回分校友会ゆうちょ口座への振込等対応を計画する予定であ

り、詳細は中央選管事務局にご確認願います。

但し、資料提供は、各パートナー組織選挙管理委員宛メール便に限定させていただきます。

(5) 選挙人確定 9月30日

①「代表議員選挙人名簿」を中央選管において最終作成する。

② 代表議員定数確定 10月2日

中央選管は、「代表議員選挙人名簿」をもとにパートナー組織毎の代表議員数を算出し代表議員定数を確定する。

③代表議員定数確定後、当該パートナー組織事務局長宛メール便にて通知する。

8、パートナー組織選挙管理委員会設立 10月15日

(1) 公正かつ円滑な代表議員選挙を執行するため、代表議員選出枠を確保したパートナー組織にあっては、パートナー組織選挙管理委員会（以下組織選管という）を設置し、パートナー組織会長は、パートナー組織に所属している正会員の中から2名以上4名以内を組織選挙管理委員に指名委嘱し、10月15日までに中央選管に届出ること。

併せ、組織事務局の所在地、事務局長氏名、事務局長携帯番号、事務局メールアドレス、☎& F A X 番号を中央選管に登録する。

(2) 選挙管理委員に指名された正会員は、代表議員に立候補することはできない。

(3) 選挙管理委員の任期は、第1回代表議員の任期満了までの期間とする。

★お断り

初回の選挙執行を滞りなく取り運ぶために、選挙執行の主役である組織の選挙制度の窓口を早急にたちあげていただきたく、当初発表の10月を8月に繰り上げ組織の選挙管理委員会のご指名を要請させていただきました。

中央選管からの急きよのお願いにつきお詫び申し上げます。

諸事情も承知いたしますが、各組織の選挙の窓口たる選挙管理委員会のご指名については、極力前倒しにてお願いいたします。

(4) パートナー組織代表議員選挙告示 11月16日

①組織内正会員宛に代表議員選挙告示

- ・組織の代表議員定数・立候補者要件・立候補受付締切・投票日時・投票方法
- ・開票日等を明記し投票様式については、事前に統一様式を作成し組織選挙管理委員会宛送付する。

②代表議員枠確保のパートナー組織は、選挙管理委員会を中心として、代表議員選挙準備体制を作ること。

③パートナー組織の正会員への代表議員選挙告示は、11月16日（月）10時各パートナー組織で実施する。告示方法は、メール・F A X・連絡網利用。

④第1回代表議員立候補届出受付開始 11月16日(月) 10時

⑤第1回代表議員立候補受付締切 11月30日午後4時

パートナー組織選挙管理委員会は、立候補届出必要事項を確認し受理し、中央選挙管理委員会宛てメール報告すること。

複数立候補者届出ある場合は、パートナー組織での立候補受付順にて報告する。

9、中央選挙管理委員会にて代表議員立候補結果を検証、12月3日結果連絡

(1) 立候補結果区分決定

①組織代表議員定数内の場合は、無投票とする。

②代表議員定数以上の立候補者届出の場合は、正会員による選挙投票を行う。

(2) 投票有無区分 無投票か選挙によるか

「無投票当選」「選挙投票実施」について中央選管が当該パートナー組織選挙管理委員会宛てメールで連絡する。

尚、選挙実施パートナー選挙管理委員会には、中央選管より「代表議員選挙執行手引き」用意する。組織内の正会員宛の選挙関係書類作成・発送手配は各組織にて取り扱うこと。

10、選挙投票用意

代表議員選挙を投票によって行う組織については、中央選管より別途「選挙の手引」を事前に組織選挙管理委員会へ送付させていただきます。

11、投票日は、2016年1月8日(木)～1月15日(木)16時受付分と致します。

12、開票は、2016年1月16日(金)午前10時各組織選挙管理委員立会一斉実施実、

13、開票結果は直ちに中央選挙管理委員会あてメール報告のこと。

14、選挙結果周知日は開票後3日間

パートナー組織の正会員宛投票結果連絡は各組織選挙管理委員会に委ねる。

メール又は連絡網を活用され速やかに実施すること。

*開票結果は、投票総数内有効投票数並びに全候補者の得票数をご報告願います。

15、第1回代表議員選挙結果発表 2016年1月20日(水)午後3時中央選管発表

中央選管において選挙結果を検証・確認し代表議員当選者名簿を作成し中央選管事務所において発表する。

16、代表議員当選確定者名は、結果発表に合わせ当該パートナー組織の選挙管理委員会宛てメールにて連絡する。

17、1月開催予定の理事会(2016年1月22日(金)予定)に中央選管より代表議員当選者名簿報告。

併せ、中央選管より第2期理事選出に関する運用に関する事項を発表する計画。

18、選挙管理委員の任期は、中央選挙管理委員の任期は、当該代表議員の補充選挙終了までの期間とし、この間の理事選出推薦預託業務並びに理事候補者推薦答申等の業務を公正かつ円滑に執り運ぶよう務める。

組織選挙管理委員に指名された委員の任期は、当該代表議員の任期満了までとする。

19、第1回代表議員選出【補充選挙】

「一般社団法人法政大学校友会選挙管理規程」第7条により、「代表議員の補充時期は、年に2回4月1日と10月1日とし、その就任前60日以上前に当該パートナー組織で選出規程に則って、代表議員を選出し理事会の承認を得ること。」を受け

中央選管による第1回代表議員の補充選挙が予測されます。

2016年の補充選挙予定は、1回目2015年12月2日選挙人確定、3月1日～5日投票3月理事会報告承認、4月就任、2回目7月2日選挙人確定9月1日～5日投票9月理事会報告承認、2016年10月1日就任。いずれも任期は第1回代表議員と同一となります。

なお、補充選挙は、中央選管より該当パートナー組織宛にご連絡致します。

20、代表議員立候補届出

代表議員に立候補しようとする者は、組織の選挙管理委員会に下記の書類を添えて、2015年11月30日午後4時迄に届出を行うこと。

(1) 届出事項〈届出用紙中央選管作成使用〉

- ①氏名 ②所属パートナー組織 ③卒業年度、学部、学科、付属校、④会員番号
- ⑤連絡先（住所・携帯・メールアドレス）
- ⑥推薦人登録正会員2名 氏名・会員番号

(3) 届出先

中央選挙管理委員会宛に、各パートナー組織選挙管理委員経由にて中央選挙管理委員会宛郵送又はFAX&メール等で12月1日午後4時迄に必着送付。

21、投票方法

投票方法は、中央選管が統一書式を作成し事前に当該組織宛お手配させていただきます。

22、異議申立期間

代表議員選出選挙に関する異議申立期間は、開票月末までとする。

(その他)

23、代表議員選挙に関する疑義が発生した場合は、中央選管にて協議し決定する。

以上

一般社団法人法政大学校友会代表議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人法政大学校友会（以下「本会」とする）定款第8条に定める代表議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(代表議員の定数)

第2条 代表議員は、登録正会員（選挙人）による選挙によって選出し、その定数は代表議員選挙を施行する前年の9月30日（休日の場合は直前の普通日）における1パートナー組織登録正会員40名に1名の割合で算出された数（端数は切り捨て）とする。なお、毎年4月と10月に補充選出を認める。

(選挙管理委員会の設置及び構成)

第3条 第1条の目的を達成するため、代表議員選挙中央管理委員会（以下「中央選挙管理委員会」という）を設置する。

- 2 中央選挙管理委員会の委員は、正会員5名以上を会長が指名し理事会の承認のもと委員会を構成し、委員長は互選によって決定する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席し多数決で決定する。
- 4 選挙管理委員は、代表議員選挙施行ごとに委嘱任命する。

(中央選挙管理委員会の職務)

第4条 中央選挙管理委員会は、

(1) 社団法人法政大学校友会の年度同期会正会員を除く正会員全員とパートナー組織（基準充足の可否は問わず）への代表議員選挙の理解と協力を選挙実施前年の8月上旬に会報またはHPを通じ選挙公示を励行すること。

(2) 代表議員選挙人名簿確認

選挙前年の9月30日現在のパートナー組織ごとの選挙人名簿と登録正会員名簿を照合確認し、パートナー組織毎の代表議員定数を算定する。

(3) 中央選挙管理委員長は、選挙施行前年10月5日までに代表議員定数結果を当該パートナー組織事務局長にメールで結果連絡する。

併せHPでの公示手配を行うこと。

(4) 代表議員選挙予定のパートナー組織は、正会員の中から選挙管理委員2名以上4名以内を推薦し10月15日までに中央管理委員会に届出ること。

(5) 選挙スケジュール、選出方法、被選挙者立候補要件、立候補届け出、投票日、投票場所、投票方法、開票日、開票方法、開票結果確認等代表議員選挙に関わる細則を決定し、HP及び会報などで選挙案内を行うとともに組織の選挙管理委員に連絡する。

(6) 代表議員立候補届出締切は、選挙前年の11月30日とする。

代表議員立候補の必要条件及び推薦人確認を確認すること。

尚、理事が代表議員に立候補した場合は、理事を辞任しなければならない。

(7) 12月3日までに各パートナー組織選挙管理委員に「代表議員立候補」結果を報告すること。

当該パートナー組織の代表議員定数枠以内の場合は、無投票当選とし、中央選挙管理委員会で審査の結果当選を確定し、速やかにその旨を当該選挙管理委員並びに該当パートナー組織事務局長宛メールにて連絡する。

(8) 代表議員選挙投票について

選挙が公正かつ円滑に実施されるよう、パートナー組織選挙管理委員にメール活用で徹底する。原則代表議員選挙投票時期は、1月8日～15日とする。

(9) 開票日は投票締切日の翌日10時に各パートナー組織の選挙管理委員立会いのもと実施する。結果判明後開票結果を中央選挙管理委員長あてメール報告する。

選挙結果周知日は開票後3日間とする。

各パートナー組織にあつては、開票結果判明後直ちにパートナー組織内選挙人にメール又は連絡網にて連絡する。

(10) 当選者名簿作成

① 中央選挙管理委員会は、開票結果を受領し、選挙遂行状況を検証・確認のうえ速やかに代表議員当選者名簿を作成し当選者確定とする。

② 1月開催の理事会に代表議員当選者名簿を報告する。

③ パートナー組織事務局長宛に当該組織該当当選確定者名をメールで連絡する。

総会報告は定期総会時に報告する。

(選挙管理委員の任期)

第5条 中央選挙管理委員の任期は、当期理事選出並びに当該代表議員補充選挙終了迄とする。

各パートナー組織の選挙管理委員に任じられた者の任期は、当該選挙で選出された代表議員の任期満了までとし、本選挙管理規程に準拠して、パートナー組織内で公正かつ円滑に代表議員の選出が適うよう協力実施すること。

(補充選挙)

第6条 代表議員の補充時期は、年に2回4月1日と10月1日とし、その就任前60日以上前に当該パートナー組織で選出規程に則って、代表議員を選出し理事会の承認を得ること。

なお、補充選挙実施の場合は、事前に中央選管に届出しておく必要がある。

補充代表議員の任期は、当該時期の代表議員の任期満了時期と同一とする。

(選挙権)

第7条 9月30日現在、代表議員選出基準充足のパートナー組織に登録している正会員全員が当該パートナー組織の代表議員を選出する選挙権を有する。

補充選挙の選挙人確定は、選挙施行予定日の90日前とする。

第8条 選挙人確定直前60日前から登録正会員の所属変更手続きは一切認めない。

(被選挙権)

第9条 選挙施行前年9月30日現在代表議員選出基準充足のパートナー組織に登録して

いる正会員全員が当該パートナー組織の代表議員の被選挙資格を有する。

(代表議員立候補届出)

第10条 代表議員に立候補しようとする者は、11月30日までにパートナー組織選挙管理委員会宛てに必要書類を添えて届出ること。

(1) 届出事項

①氏名 ②所属パートナー組織 ③卒業年度、学部、学科、付属校、④会員番号 ⑤連絡先(住所・携帯・メールアドレス) ⑥推薦人正会員2名氏名・会員番号

(2) 届出先

中央選挙管理委員会宛に上記事項をA4版紙面にて記載し、中央選挙管理委員会宛郵送又はFAX&メール等で締切日までに送付のこと。

(投票方法)

第11条 投票方法 候補者名中から選出したい氏名を明記し各パートナー組織の選挙管理委員宛メール又はファックスで投票する。

2 投票書式並びに候補者名簿等は、選挙施行前年12月25日までに各パートナー組織事務局より選挙人全員に直接郵送する。

ただし、立候補者が定数内の場合は、無投票とし選挙手続きは執り行わない。

(異議申立期間)

第12条 代表議員選出選挙に関する異議申立期間、開票月末までとする。

第13条 その他、代表議員選挙に関する運用は中央選挙管理委員会に委ね実施する。

付則1 この規程の改廃は、理事会決議による

付則2 この規定の施行は、2015年6月29日とする

第1回一般社団法人法政大学校友会代表議員選出
運用細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人法政大学校友会定款第8条に定める代表議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とした、代表議員選出規程に則り選挙施行に関する運用細則を定める。

(代表議員の定数)

第2条 代表議員は、登録正会員（選挙人）による選挙によって選出し、その定数は代表議員選挙を施行する2015年の9月30日における1パートナー組織登録正会員40名に1名の割合で算出された数（端数は切り捨て）とする。

(中央選挙管理委員会の設置及び構成)

第3条 第1条の目的を達成するため、定款第8条第3項に基づき定められた一般社団法人法政大学校友会選挙管理規程に則り、第1回代表議員選挙中央管理委員会（以下「中央選挙管理委員会」という）を設置する。

2 第1回代表議員中央選挙管理委員は、会長指名により理事6名(理事豊田信哉、理事佐々木郁夫、理事井上泰一、理事田中義教、理事山中正竹、監事山寄正俊、並びに中央選管事務局長として林 公美が会長指名を受け2015年度第1回理事会の承認され委員会を構成し、委員長は互選によって決定する。

3 委員会は、委員の過半数が出席し多数決で決定する。

(中央選挙管理委員会の職務)

第4条 中央選挙管理委員会は、

①社団法人法政大学校友会の年度同期会正会員を除く正会員全員とパートナー組織（基準充足の可否は問わず）への代表議員選挙の理解と協力を8月上旬に会報またはHPを通じ選挙公示を励行すること。

②代表議員選挙人名簿確認作成

選挙前年の9月30日現在のパートナー組織ごとの選挙人数を検証確認し、パートナー組織毎の代表議員定数を算定する。

尚、公正かつ円滑な選挙を施行するため、選挙人確定前60日間(2015年8月1日～9月30日)の登録正会員の所属変更は取り扱わない。

③中央選挙管理委員長は、選挙施行前年10月5日までに各パートナー組織の代表議員定数結果を公表し、該当パートナー組織会長にメールにて結果を連絡する。併せHPでの公示手配を行うこと。

④代表議員選挙予定のパートナー組織は、正会員の中から選挙管理委員2名以上4名以内を推薦し10月末日までに中央管理委員会に届出ること。

併せ、各パートナー組織の事務局所在住所、事務局長氏名並びにメールアドレスを中央選管に届け出て置かなければならない。

⑤選挙スケジュール、選出方法、代表議員立候補要件、立候補届け出、投票日、投票場所、投票方法、開票日、開票方法、開票結果確認等代表議員選挙に関わる細

部を決定し、11月末HP及び会報などで選挙案内を行う手配を実施する。

選挙実施のパートナー組織の選挙管理委員には、投票予定の1ヶ月前の12月7日までに選挙に係る詳細を発信連絡する。

⑥代表議員立候補届出締切は、選挙前年の11月30日とする。

代表議員立候補の必要条件及び推薦人確認を確認すること。

⑦12月3日までに各パートナー組織選挙管理委員に「代表議員立候補」結果を報告すること。

当該パートナー組織の代表議員定数枠以内の場合は、無投票当選とし中央選挙管理委員会で審査の結果当選を確定し、速やかにその旨を当該選挙管理委員並びに該当パートナー組織会長宛メールにて連絡する。

⑧代表議員選挙投票について

選挙が公正かつ円滑に実施されるよう、パートナー組織選挙管理委員並びに各パートナー組織/事務局長宛にメール活用で徹底する。原則代表議員選挙投票時期は、1月8日～15日とする。

⑨開票日は投票締切日の翌日10時に各パートナー組織の選挙管理委員立会いのもと実施する。結果判明後開票結果を中央選挙管理委員長あてメール報告する。

選挙結果周知日は開票後3日間とする。

各パートナー組織の投票結果のパートナー組織内選挙人への発表は、パートナー組織にメール又は連絡網にて結果連絡するよう委ねる。

⑩当選者確定と会長・理事会報告

中央選挙管理委員会は、開票結果を受理し、選挙遂行状況を検証・確認のうえ速やかに代表議員当選者名簿を作成して会長・理事会〈2016年1月22日予定〉に報告し同時に各パートナー組織事務長経由でパートナー組織会長に選挙結果を報告する。

総会報告は、定期総会時に報告する。

(選挙管理委員の任期)

第5条 中央選挙管理委員は、当該代表議員選挙の結果報告をもってその任期満了とする。

各パートナー組織の選挙管理委員に任じられた者の任期は、当該選挙で選出された代表議員の任期満了までとし、本選挙管理規程に準拠して、パートナー組織内で公正かつ円滑に代表議員の選出が適うよう協力実施すること。

(補充選挙)

第6条 代表議員の補充時期は、年に2回4月1日と10月1日とし、その就任前60日以上前に当該パートナー組織で選出規程に則って、代表議員を選出し理事会の承認を得ること。

2016年の補充選挙予定は、1回目2015年12月2日選挙人確定、3月1日～5日投票3月理事会報告承認、4月就任、2回目7月2日選挙人確定9月1日～5日投票9月理事会報告承認、2016年10月1日就任。

なお、補充選挙実施の場合は、事前に本部に届出ておく必要がある。

補充代表議員の任期は、当該時期の代表議員の任期満了時期と同一とする。

(選挙権)

第7条 9月30日現在、代表議員選出基準充足のパートナー組織に登録している正会員全員が当該パートナー組織の代表議員を選出する選挙権を有する。

補充選挙の選挙人確定は、選挙施行予定日の60日前とする。

(被選挙権)

第8条 選挙施行前年9月30日現在代表議員選出基準充足のパートナー組織に登録している正会員全員が当該パートナー組織の代表議員の被選挙資格を有する。

(代表議員立候補届出)

第9条 代表議員に立候補しようとする者は、中央選挙管理委員会に下記の届出を行うこと。

(1) 立候補届出締切：11月30日当日消印有効

(2) 届出事項〈届出用紙中央選管作成使用〉

①氏名 ②所属パートナー組織 ③卒業年度、学部、学科、付属校、④会員番号 ⑤連絡先(住所・携帯・メールアドレス) ⑥推薦人正会員2名氏名・会員番号

(3) 届出先

中央選挙管理委員会宛に、各パートナー事務局長・選挙管理委員経由にて中央選挙管理委員会宛郵送又はFAX&メール等で締切日までに送付のこと。

(投票方法)

第10条 投票方法 往復はがきの返信用紙面に候補者名中から選出したい氏名を明記し各パートナー組織事務局選挙管理委員宛郵送する。

2 投票書式並びに候補者名簿等は、選挙施行前年12月25日までに各パートナー組織事務局より選挙人全員に直接郵送する。

ただし、立候補者が定数内の場合は、無投票とし選挙手続きは執り行わない。

(異議申立期間)

第11条 代表議員選出選挙に関する異議申立期間、開票月末までとする。

第12条 その他、代表議員選挙に関する運用は中央選挙管理委員会に委ね実施する。

付則1 この規程の改廃は、中央選挙管理委員会による

付則2 この規定の施行は、2015年7月15日とする。

一般社団法人法政大学校友会
第2期理事選出運用細則

第1条 この細則は、第1期理事の任期が、2016年3月31日をもって満了することに伴い第2期理事の選出を行うための運用規定である。

第2条 第2期理事選出は、定款第12条並びに役員推薦規程第3条・第4条に則り施行されるが運用細則を以下の通り定める。

第3条 第2期理事は、2016年2月1日中央選管が各ブロックに第5条で表示する理事候補者推薦を預託し、負託された各ブロックは、代表議員等が協議しブロック内の正会員から役員推薦規程第4条に照らし相応しい人材を理事候補者として2月29日までに中央選管に答申する。
尚、パートナー組織区分を「ブロック」と称する。

第4条 ブロック内における理事候補者の選出方法は、各ブロックに委ねる。

尚、代表議員は、理事との兼務はできない。

会長推薦による理事候補者答申もブロックからの届出スケジュールに準じ行うこと。

第5条 理事選出は、役員推薦規程第3条に則り施行するが、第2期理事選出のブロック別理事選出定数は下記のとおりとする。

(1)地域ブロック	10名	
(2)学部同窓会	4名	
(3)付属校	1名	
(4)その他パートナー	9名	内訳 ①職域 4名 ②スポーツ団体 5名
(5)会長推薦	7名	
合計	31名	

第6条 代表理事(会長)推薦委員会は、役員推薦規程第2条により、役員改選60日以上前となっているので別途細則を定め実行する。

付則1、この細則の改廃は、中央選挙管理委員会の協議とする。

付則2、この細則は、2015年7月15日より施行する。